

各管区警察局公(保)安部長  
警視庁交通部長殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁交通局交通規制課長

交通事故多発地点対策の推進について

第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画において、事故実態を踏まえた交通事故多発地点対策を総合的かつ計画的に推進していくこととしているが、その実施にあたっては、次の事項に留意し、効果的な推進に努められたい。

記

1 対策の基本的進め方

交通事故抑止、特に死亡事故抑止対策の推進にあたっては、交通事故多発交差点・多発地点(多発区間)における交差点改良等道路管理者が行う対策と、交通規制の実施・見直し及び信号運用の見直し等公安委員会が行う対策を併せて総合的かつ計画的に実施することが効果的である。このため、対策の推進にあたっては別紙の建設省が策定した要領に配慮しつつ、道路管理者との連携のもとに効果的な対策を講じること。なお、別紙の要領については当庁としても了解済みである。

2 対象とする交通事故多発地点

- (1) 「道路管理者が対策を行うこととしている交通事故多発地点について」(平成8年3月28日付け警察庁交通局交通規制課理事官事務連絡)に示す地点
- (2) (1)以外の死亡事故、重傷事故発生地点等対策を必要とする地点

3 交通事故抑止対策の実施

交通事故多発交差点・多発地点(多発区間)ごとに、事故原因を分析して、事故類型別の特徴を把握した上で、対策案を策定すること。特に夜間事故が多発している地点については、夜間事故抑止対策に重点を置くこと。

4 その他

(1) 道路管理者との合同現場点検の実施

事故原因の分析結果を踏まえて道路管理者との合同現場点検を実施し、対策

案の策定を行うこと。

特に夜間事故が多発している箇所については、夜間の合同現場点検も行うこと。

(2) 対策の早期実施

対策内容は、短期対策(比較的早期に実施可能なもの)と、中・長期対策(予算措置等のため期間を要するもの)に区分し、短期対策については早期に実施すること。

「事故多発地点緊急対策事業」の実施について

1. 事業の目的

「事故多発地点緊急対策事業」は、(財)交通事故総合分析センターの統合データをもとに抽出された緊急度の高い事故多発地点 3,000箇所について、重点的に対策を講じることにより交通の安全を図ることを目的とする。

2. 事業の実施方針

- ① 対象箇所の事故原因の分析は、一般的な事故分析に加え、前後区間との連続性、事故発生の時間帯、気象状況等幅広い視点から行うこと。また、分析は継続的に行うとともに、重大事故多発箇所など詳細な事故分析を行う必要がある場合には、(財)交通事故総合分析センターを活用するなど学識経験者等による科学的事故分析を行うこと。
- ② 対象箇所の事故原因の分析結果を踏まえて、公安委員会との合同現場点検を実施すること。特に夜間事故が多発している箇所については、夜間の合同現場点検も行うこと。
- ③ 対象箇所への対策は死亡事故、死傷事故の削減を基本目標として交通安全事業だけでなく、改築事業、維持・修繕事業その他の事業の活用についても検討すること。  
さらに、交通事故の発生に直接的、間接的に関連があると考えられる放置自転車、不法占用物等への対策等について周辺住民等の協力を得るなど、対象箇所の道路交通環境が良質なものとなるハード・ソフトの両面からあらゆる施策を総合的に展開し対象箇所の事故状況が平均水準まで下がるように努めること。
- ④ 危険箇所の周知は重要であるが、注意喚起の看板類の新たな設置については視覚ノイズの増加が悪影響を及ぼさないよう十分留意すること。
- ⑤ 対策の立案にあたっては、効果が一過性の対策とならぬように留意すること。  
また、前後区間との連続性についても十分留意すること。
- ⑥ 対象箇所には、緊急に対策を講ずることとするが、抜本的対策に時間を要する箇所については、短期対策と中長期対策に分類して対策を立案するとともに、抜本的対策が講じられるまでの間、周辺住民等の協力による対策等ソフトの対策を含め少しでも事故防止が図られるよう努めること。
- ⑦ 対策の効果が把握できるよう事前事後調査を行うとともに、継続的にフォローアップをすること。

3. 実施体制

本事業の実施にあたっては、事業の適切な施行管理をする観点から都道府県レベルに各道路管理者、公安委員会から構成される「事故多発地点対策推進協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

但し、既に設置されている「地方合同委員会」（平成4年2月25日事務連絡）、「交通事故対策会議幹事会」等を活用してもよいものとする。

「協議会」の役割

- ① 「事故多発地点緊急対策事業」の対象である 3,000箇所の対策が適切に行われるよう「事故多発地点対策実行プログラム」を作成すること。
- ② 上記プログラムに基づき事業を適切に執行管理すること。
- ③ 現場における対策の立案や事業の執行が円滑に進むよう支援すること。
- ④ 必要に応じて、建設省土木研究所、警察庁科学警察研究所、(財)交通事故総合分析センター、学識経験者等の意見を聴取すること。
- ⑤ 関係機関との連絡調整をすること。

「事故多発地点対策推進協議会（仮称）」  
都道府県・政令市道路維持課、道路建設課  
交通安全対策課等関係課  
建設省地方建設局工事事務所交通安全担当課  
都道府県公安委員会

4. その他

- ① 本事業推進に向けた基本的な考え方（どのようなところをどのような手順で実施するのか等）、対策（交安事業、改築事業等）、スケジュール等について9年度概算要求のヒアリング時に報告を受ける予定としているので準備方願います。  
なお、9年度は五箇年計画の2年目にあたることから相当数について事業に着手されるよう準備願います。
- ② 「事故多発地点緊急対策事業」を推進するにあたり、制度改正を含む意見、要望、提案等があれば積極的に連絡してください。
- ③ また、必要に応じ、上記 3,000箇所以外の箇所についても、最近の重大事故発生状況を踏まえて、公安委員会と連携した対策を推進して下さい。